

議案第 11 号

市川市退職年金等の年額の改定に関する条例等の一部改正について

市川市退職年金等の年額の改定に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 20 年 9 月 5 日提出

市川市長 千葉 光 行

市川市条例第 号

市川市退職年金等の年額の改定に関する条例等の一部を改正する
条例

(市川市退職年金等の年額の改定に関する条例の一部改正)

第 1 条 市川市退職年金等の年額の改定に関する条例(昭和 45 年条例第 4 号)
の一部を次のように改正する。

第 1 条中「平成 12 年 4 月分」を「平成 19 年 10 月分」に改める。

第 2 条中「平成 12 年 3 月 31 日」を「平成 19 年 9 月 30 日」に、「平成 12 年 4 月分」を「平成 19 年 10 月分」に改める。

別表を別紙のように改める。

(市川市退職年金等の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 市川市退職年金等の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例
(昭和 50 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成 12 年 4 月分」を「平成 19 年 10 月分」に改め、同項の表を次のように改める。

区 分	金 額
退職年金	1,132,700円に調整改定率（恩給法（大正12年法律第48号）第65条第2項に規定する調整改定率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額
遺族年金	792,000円に調整改定率を乗じて得た額
備考 この表の右欄に掲げる額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げるものとする。	

（市川市退職年金等の年額の改定に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 市川市退職年金等の年額の改定に関する条例等の一部を改正する条例（昭和53年条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第2項第1号中「267,500円」を「恩給法等の一部を改正する法律（昭和51年法律第51号。次号及び第3号において「改正法」という。）附則第14条第1項第1号に規定する額」に改め、同項第2号中「152,800円」を「改正法附則第14条第1項第2号に規定する額」に改め、同項第3号中「152,800円」を「改正法附則第14条第1項第3号に規定する額」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の市川市退職年金等の年額の改定に関する条例の規定、第2条の規定による改正後の市川市退職年金等の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例附則第2項の規定及び第3条の規定による改正後の市川市退職年金等の年額の改定に関する条例等の一部を改正する条例附則第2項の規定は、平成19年10月1日から適用する。

別表

退職年金年額の計算 の基礎となっている 給料年額	仮定給料年額
2,277,800円	2,277,800円に調整改定率（恩給法（大正 12年法律第48号）第65条第2項に規定する調 整改定率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額
2,392,800円	2,392,800円に調整改定率を乗じて得た額
2,520,000円	2,520,000円に調整改定率を乗じて得た額
2,584,900円	2,584,900円に調整改定率を乗じて得た額
2,646,800円	2,646,800円に調整改定率を乗じて得た額
2,735,200円	2,735,200円に調整改定率を乗じて得た額
2,787,300円	2,787,300円に調整改定率を乗じて得た額
2,938,000円	2,938,000円に調整改定率を乗じて得た額
3,012,900円	3,012,900円に調整改定率を乗じて得た額
3,090,900円	3,090,900円に調整改定率を乗じて得た額
3,241,400円	3,241,400円に調整改定率を乗じて得た額
3,393,000円	3,393,000円に調整改定率を乗じて得た額
3,432,600円	3,432,600円に調整改定率を乗じて得た額
3,557,900円	3,557,900円に調整改定率を乗じて得た額
3,735,700円	3,735,700円に調整改定率を乗じて得た額
3,911,900円	3,911,900円に調整改定率を乗じて得た額
4,020,600円	4,020,600円に調整改定率を乗じて得た額
4,126,700円	4,126,700円に調整改定率を乗じて得た額
備考 この表の右欄に掲げる額に50円未満の端数があるときはこれを 切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100 円に切り上げるものとする。	

理 由

恩給法等の改正に伴い、地方公務員等共済組合法の施行前に退職した本市職員に係る退職年金等の年額の改定方法を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。